五十五　宇部・小野田地区

イ　山口県宇部市の次の区域

(1)　東見初町五百二十六番地の五十、五百四十一番地の二百六十一のうち五百二十六番地の五十及び五百四十一番地の二百六十二に接する部分から六十八・三メートルまでの区間並びに五百四十一番地の二百六十二並びに大字沖宇部字沖ノ山五百二十五番地の十三、五百二十五番地の十四、五百二十五番地の二十七、五百二十五番地の二十八、五百二十五番地の三十一、五百二十五番地の三十三、五百二十五番地の五十二、五百二十五番地の八十一、五百二十五番地の百二十五、五百二十五番地の百二十六、五千二百五十三番地、五千二百五十三番地の一から五千二百五十三番地の七まで、五千二百五十四番地の二のうちセントラル硝子株式会社引込専用線より西側、五千二百五十四番地の七から五千二百五十四番地の十一まで、五千二百五十四番地の十五から五千二百五十四番地の二十まで、五千二百五十四番地の二十一、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十二、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十三、五千二百五十四番地の二十七から五千二百五十四番地の二十九まで、五千二百五十四番地の三十一、五千二百五十四番地の三十二、五千二百五十四番地の三十五、五千二百五十四番地の三十八、五千二百五十五番地の三から五千二百五十五番地の五まで、五千二百五十六番地の三、五千二百五十六番地の四、五千二百五十八番地の二、五千二百五十九番地の二、五千二百六十二番地の九、五千二百七十番地の一、五千二百七十番地の七、五千二百七十一番地の一、五千二百七十一番地の三から五千二百七十一番地の五まで、五千二百七十二番地の一から五千二百七十二番地の六まで、五千二百七十二番地の十一から五千二百七十二番地の二十二まで、五千二百七十三番地の三、五千二百七十三番地の四及び五千二百七十七番地の一から五千二百七十七番地の五までの区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔(2)・(3)　略〕

(4)　大字西沖ノ山字西沖一番地の一、一番地の二、一番地の四、一番地の五、一番地の七から一番地の十まで、二番地の一、二番地の四から二番地の九まで、三番地の二、六番地の一、六番地の三から六番地の五まで、七番地、八番地の一から八番地の四まで、九番地の一から九番地の四まで、十番地の一、十番地の二、十一番地、十一番地の一から十一番地の三まで、十二番地の一から十二番地の四まで、十三番地の一から十三番地の七まで、十四番地の一から十四番地の三まで、十五番地の一から十五番地の六まで、十六番地の一から十六番地の二十二まで、十七番地の一から十七番地の三まで、十八番地、十九番地の一から十九番地の四まで、二十番地の一から二十番地の四まで、二十一番地の一から二十一番地の八まで、二十二番地、七千四百八十九番地の六及び七千四百八十九番地の十五から七千四百八十九番地の十七までの区域

ロ　山口県山陽小野田市大字西沖字西沖一番地の一から一番地の十七まで、二番地の一から二番地の十まで、三番地、三番地の二から三番地の五まで、五番地、九番地、十四番地の一から十四番地の四まで、十四番地の六から十四番地の八まで、

五十五　宇部・小野田地区

イ　山口県宇部市の次の区域

(1)　東見初町五百二十六番地の五十、五百四十一番地の二百六十一のうち五百四十一番地の二百七十及び五百四十一番地の二百六十二に接する部分から六十八・三メートルまでの区間、五百四十一番地の二百六十二及び五百四十一番地の二百七十、大字沖宇部字沖ノ山五百二十五番地の十三、五百二十五番地の十四、五百二十五番地の二十七、五百二十五番地の二十八、五百二十五番地の三十一、五百二十五番地の三十三、五百二十五番地の五十二、五百二十五番地の八十一、五百二十五番地の百二十五、五百二十五番地の百二十六、五千二百五十三番地、五千二百五十三番地の一から五千二百五十三番地の七まで、五千二百五十四番地の二のうちセントラル硝子株式会社引込専用線より西側、五千二百五十四番地の七から五千二百五十四番地の十一まで、五千二百五十四番地の十五から五千二百五十四番地の二十まで、五千二百五十四番地の二十一、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十二、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十三、五千二百五十四番地の二十七から五千二百五十四番地の二十九まで、五千二百五十四番地の三十一、五千二百五十四番地の三十二、五千二百五十四番地の三十五、五千二百五十四番地の三十八、五千二百五十五番地の三から五千二百五十五番地の五まで、五千二百五十六番地の三、五千二百五十六番地の四、五千二百五十八番地の二、五千二百六十二番地の九、五千二百七十番地の一、五千二百七十番地の七、五千二百七十一番地の一、五千二百七十一番地の三から五千二百七十一番地の五まで、五千二百七十二番地の一から五千二百七十二番地の六まで、五千二百七十二番地の十一から五千二百七十二番地の二十二まで、五千二百七十三番地の三、五千二百七十三番地の四及び五千二百七十七番地の一から五千二百七十七番地の五までの区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔(2)・(3)　同上〕

(4)　大字西沖ノ山字西沖一番地の一、一番地の二、一番地の四、一番地の五、一番地の七から一番地の十まで、二番地の一、二番地の四から二番地の九まで、三番地の二、六番地の一、六番地の三から六番地の五まで、七番地、八番地の一から八番地の四まで、九番地の一から九番地の四まで、十番地の一、十番地の二、十一番地、十一番地の一から十一番地の三まで、十二番地の一から十二番地の四まで、十三番地の一から十三番地の七まで、十四番地の一から十四番地の三まで、十五番地の一から十五番地の六まで、十六番地の一から十六番地の八まで、十七番地の一から十七番地の三まで、十八番地、十九番地の一から十九番地の四まで、二十番地の一から二十番地の四まで、二十一番地の一から二十一番地の八まで、二十二番地、七千四百八十九番地の六及び七千四百八十九番地の十五から七千四百八十九番地の十七までの区域

ロ　山口県山陽小野田市大字西沖字西沖一番地の一から一番地の十七まで、二番地の一から二番地の十まで、三番地、三番地の二から三番地の五まで、五番地、九番地、十四番地の一から十四番地の四まで、十四番地の六から十四番地の八まで、